

議案第44号

朝来市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
朝来市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月1日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

市の機関に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し、必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規程並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）若しくは条例等をいう。）により独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理に係る指定を受けた法人その他の団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等

により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等につい

ては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号資料

朝来市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

【解説】

この条は、この条例の目的を明らかにするものです。

市の機関に係る手続等において、書面等によるものに加え、オンラインによる手続等を可能とすることにより、市民をはじめとした手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規程並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）若しくは条例等をいう。）により独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理に係る指定を受けた法人その他の団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

【解説】

この条は、この条例で使用する用語の定義を定めるものです。

第1号は「条例等」の範囲を定めるもので、対象となるのは条例及び規則（規程を含む。）としています。

「地方自治法第138条の4第2項に規定する規程」とは、同法第180条の5に定める委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）が定める規程をいいます。

また、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により、市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則を含みます。

第2号は、「市の機関」の範囲を定めるもので、市の執行機関、議会、地方自治法に規定する附属機関、補助機関（副市長、会計管理者、出納員、職員）及び指定管理者としています。

第3号は「書面等」の範囲を定めるもので、情報が記載された紙その他の有体物全般としています。

第4号は、「署名等」の範囲を定めるもので、署名、記名、自署、連署、押印等、氏名（名称）を書面等に記載することとしています。

第5号の「電磁的記録」とは、CDやDVDなどの媒体に記録された電子的記録や、ハードディスクやフロッピーディスクなどの媒体に記録された磁氣的記録などの総称をいいます。

第6号は「申請等」の範囲を定めるもので、「申請」とは、法令に基づき市に対して許認可等を求める行為であって当該行為に対して市の機関が諾否の応答をすべきこととされているものをいい、「届出」とは、市の機関に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって法令により直接に当該通知が義務付けられているものをいいます。

第7号は、「処分通知等」の範囲を定めるもので、申請等を行った特定の者に対する処分の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知としています。

第8号は「縦覧等」の範囲を定めるもので、「縦覧」とは、条例等の定めにより誰でも見ることのできる状態にある書面等又は電磁的記録を見ることをいい、「閲覧」とは、申請等に基づいて請求者が請求した書面等又は電磁的記録を見ることをいいます。

第9号は「作成等」の範囲を定めるもので、書面等又は電磁的記録を作成すること、又は保存することとしています。

第10号は、前4号で定めた申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等を包含して「手続等」と定義するものです。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

【解説】

この条は、オンラインによる申請等の取扱いについて定めるものです。

第1項は、条例等により書面で行うこととされている申請等について、オンラインを使用する方法により行うことができるよう定めるものです。

これにより、個別条例等を改正せずオンライン化ができることとしています。

第2項は、前項の規定に基づきオンラインにより申請等が行われた場合において、その取扱いは書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することを定めるものです。

第3項は、オンラインで行われた申請等の到達時期は、市の機関の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時とすることを定めるものです。

第4項は、オンラインで申請等を行う場合に、個別条例等の規定において署名等が義務づけられているものについては、マイナンバーカードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもので代替できることを定める

ものです。

「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもの」は、電子署名、又は当該申請等を行ったものを確認するための措置（簡易な手続等、電子署名を要しないものについて、識別符号、暗証符号を使用することなど）とすることとしています。

第5項は、オンラインで申請等を行う場合に、個別条例等の規定において手数料の納付が義務づけられているものについて、オンラインで納付できることを定めるものです。

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるもの」は、オンライン申請時に表示する納付方法によるものとしてしています。

第6項は、申請等において対面による本人確認が必要な場合、申請等に係る書面等に原本確認が必要なものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、その部分を除いて前各項の規定を適用することを定めるものです。

これにより、状況に応じてオンラインによる対応と書面等による対応を組み合わせることを可能とするものです。

なお、「その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合」は、申請等において対面による本人確認が必要と市長等が認める場合、申請等に係る書面等に原本確認が必要なものと市長等が認める場合とすることとしています。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方

法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

【解説】

この条は、オンラインで処分通知等を行う場合の取扱いについて定めたものです。

第1項は、条例等により書面で行うこととされている処分通知等について、オンラインを使用する方法により行うことができるよう定めるものです。

ただし、処分通知等のオンライン化については、当該処分通知等を受ける者がオンラインで当該処分通知等を受ける旨を規則で定める方式により表示する場合に限ることとしています。

なお、「規則で定める方式」は、暗証番号や識別番号を入力し通知を受ける方式、オンラインを利用して通知を受けることを希望する届出による方式とすることとしています。

第2項は、前項の規定に基づきオンラインにより処分通知等が行われた場合において、その取扱いは書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することを定めるものです。

第3項は、オンラインで交付した処分通知等の到達時期は、交付を受ける者の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時とすることを定めるものです。

第4項は、オンラインで処分通知等を行う場合に、個別条例等の規定において署名等が義務づけられているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもので代替できることを定めるものです。

なお、「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもの」は、電子署名とすることとしています。

第5項は、処分通知等において対面による本人確認が必要な場合、処分通知等に係る書面等に原本の交付が必要なものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、その部分を除いて前各項の規定を適用することを定めるものです。

なお、「その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合」は、処分通知等において対面による本人確認が必要と市長等が認める場合、処分通知等に係る書面等に原本の交付が必要なものと市長等が認める場合とすることとしています。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

【解説】

この条は、電磁的記録による縦覧等の取扱いを定めるものです。

第1項は、条例等で書面等により行うこととされている縦覧等について、コンピューター等を利用して作成した電磁的記録により行うことができる旨を定めるものです。

「電磁的記録に記録されている事項」とは電磁的記録をコンピューター等の画面に表示させる方法によるものをいい、「当該事項を記載した書類」とは電磁的記録を用紙に出力したものをいいます。

第2項は、前項の規定に基づき電磁的記録により縦覧等が行われた場合において、その取扱いは書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することを定めるものです。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

【解説】

この条は、電磁的記録による作成等の取扱いを定めるものです。

第1項は、条例等で書面等により作成、又は保存することとされているものについて、電磁的記録の作成、又は保存により行うことができる旨を定めるものです。

第2項は、前項の規定に基づき電磁的記録により作成等が行われた場合において、その取扱いは書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することを定めるものです。

第3項は、電磁的記録で作成等を行う場合に、個別条例等の規定において署名等が義務づけられているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもので代替できることを定めるものです。

なお、「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもの」は、電子署名とすることとしています。

(適用除外)

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

【解説】

この条は、適用除外について定めるものです。

手続等のうち、既に個別条例等の規定においてオンラインによる手続等が規定されているものについては、本条例を適用せず個別条例等の規定に基づき対応することを定めるものです。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

【解説】

この条は、添付書面等の省略について定めるものです。

申請等をする者の住民票の写しや登記事項証明書その他の規則で定める書面等で、個別条例等の規定において添付することが規定されているものについては、申請等をする者がマイナンバーカードの利用その他の措置であって規則で定めるものを行うことにより、市の機関が添付する書面等の情報を入手し、又は参照できる場合には、添付を要しないこととしています。

なお、「規則で定める書面等」及び「規則で定めるもの」は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等と、その書面等ごとに同表の下欄に掲げるとおりとすることとしています。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(抜粋)

(法第十一条の政令で定める書面等及び措置)

第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供 ハ 個人番号カードの行政機関等への提示
二 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第百	次のいずれかに掲げる措置

十九条第一項に規定する登記事項証明書	イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項 ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供
三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号 (3) 商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 ロ 前号下欄ロに掲げる措置 ハ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供
四 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	前号下欄ハに掲げる措置
五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書	第一号下欄イに掲げる措置

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

【解説】

この条は、オンライン化の状況の公表について定めるものです。

この条例によりオンライン化した手続については、個別条例に規定がされず、どの手続がオンライン化されているか、いつからオンライン化されるか等が市民に分かりにくい状況となることから、オンライン化した手続はホームページ等で随時公表します。また、オンライン手続の利用状況等については、毎年度、公表することとしています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条は、この条例の施行に関する細目については、規則委任することを定めるものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

附則として、この条例の施行期日を定めるものです。